

○長期優良住宅法に基づく認定等の手数料表

1 長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料

(1) **【新築住宅】** 認定申請に併せて、建築基準法の適合審査を申し出ない場合

区 分		認定申請手数料(円)	
		[ケース1] 「登録住宅性能評価機関」の 確認書等※2がある場合	[ケース2] 倉敷市に直接申請する場合
戸 建 住 宅		12,400 円	46,800 円
区 分 共 同 所 住 宅 等 ※1	500㎡以内のもの	22,800 円	110,200 円
	500㎡を超え1,000㎡以内のもの	37,800 円	176,500 円
	1,000㎡を超え3,000㎡以内のもの	63,100 円	348,900 円
	3,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	101,200 円	624,900 円
	5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	154,600 円	1,074,400 円
	10,000㎡を超え20,000㎡以内のもの	262,800 円	1,988,000 円
	20,000㎡を超え30,000㎡以内のもの	332,900 円	2,840,500 円
	30,000㎡を超えるもの	378,000 円	3,479,700 円

※1 共同住宅等の認定は住戸単位です。1申請当たりの認定申請手数料は、住棟単位の床面積の手数料を、同時に申請する住戸数で除した金額となります。(100円未満切捨て)

区分所有住宅の認定は住棟単位の申請となるため、住棟の床面積による金額となります。

※2「確認書等」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5号の規定による確認書及び住宅性能評価書を指します。

(2) **【新築住宅】** 認定申請に併せて、建築基準法の適合審査を申し出る場合

認定申請手数料(円)	
戸建住宅・共同住宅等	上記の(1)で算出した額 + 確認申請手数料の合計を同時に申請する住戸の数で除した額(100円未満は切捨て)
区分所有住宅	上記の(1)で算出した額 + 確認申請手数料

(3) **【既存住宅(増改築)】** 認定申請に併せて、建築基準法の適合審査を申し出ない場合

区 分		認定申請手数料(棟単位・円)	
		[ケース1] 「登録住宅性能評価機関」の 確認書がある場合	[ケース2] 倉敷市に直接申請する場合
戸 建 住 宅		18,700 円	70,400 円
区 共 分 同 所 住 宅 等 ※	500㎡以内のもの	34,300 円	165,700 円
	500㎡を超え1,000㎡以内のもの	56,700 円	265,300 円
	1,000㎡を超え3,000㎡以内のもの	94,600 円	524,300 円
	3,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	151,900 円	939,200 円
	5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	232,000 円	1,614,800 円
	10,000㎡を超え20,000㎡以内のもの	394,300 円	2,987,800 円
	20,000㎡を超え30,000㎡以内のもの	499,400 円	4,269,000 円
	30,000㎡を超えるもの	567,000 円	5,229,700 円

※ 共同住宅等の認定は住戸単位です。1申請当たりの認定申請手数料は、住棟単位の床面積の手数料を、同時に申請する住戸数で除した金額となります。(100円未満切捨て)

区分所有住宅の認定は住棟単位の申請となるため、住棟の床面積による金額となります。

(4) **【既存住宅(増改築)】** 認定申請に併せて、建築基準法の適合審査を申し出る場合

認定申請手数料(円)	
戸建住宅・共同住宅等	上記の(3)で算出した額 + 確認申請手数料の合計を同時に申請する住戸の数で除した額(100円未満は切捨て)
区分所有住宅	上記の(3)で算出した額 + 確認申請手数料

2 長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料

(1) **【新築住宅】** 変更認定申請に併せて、建築基準法の適合審査を申し出ない場合

区 分		変更認定申請手数料(棟単位・円)	
		[ケース1] 「登録住宅性能評価機関」の 確認書等がある場合	[ケース2] 倉敷市に直接申請する場合
戸 建 住 宅		6,200 円	23,400 円
区 共 分 同 所 住 宅 等 ※	500㎡以内のもの	11,400 円	110,200 円
	500㎡を超え1,000㎡以内のもの	18,900 円	176,500 円
	1,000㎡を超え3,000㎡以内のもの	31,500 円	348,900 円
	3,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	50,600 円	624,900 円
	5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	77,300 円	1,074,400 円
	10,000㎡を超え20,000㎡以内のもの	131,400 円	1,988,000 円
	20,000㎡を超え30,000㎡以内のもの	166,400 円	2,840,500 円
	30,000㎡を超えるもの	189,000 円	3,479,700 円

※ [ケース1の場合]共同住宅等の変更認定は住戸単位です。1申請当たりの変更認定申請手数料は、住棟単位の床面積の手数料を、変更認定の申請に係る住戸数で除した金額となります。(100円未満切捨て)

区分所有住宅の場合、住棟単位の申請となるため、住棟の床面積による金額となります。

※ [ケース2の場合]共同住宅等の場合は、変更に係る部分に1/2を乗じた床面積と床面積が増加する部分の面積を合計した面積の区分の手数料を、変更認定の申請に係る住戸で除した金額となります。(100円未満切捨て)

区分所有住宅の場合、住棟の床面積に1/2を乗じた面積による金額となります。

(2) **【新築住宅】** 変更認定申請に併せて、建築基準法の適合審査を申し出る場合

認定申請手数料(円)	
戸建住宅・共同住宅等	上記の(1)で算出した額 + 確認申請手数料の合計を同時に申請する住戸の数で除した額(100円未満は切捨て)
区分所有住宅	上記の(1)で算出した額 + 確認申請手数料

(3) **【既存住宅(増改築)】** 変更認定申請に併せて、建築基準法の適合審査を申し出ない場合

区 分		認定申請手数料(棟単位・円)	
		[ケース1] 「登録住宅性能評価機関」の 確認書がある場合	[ケース2] 倉敷市に直接申請する場合
戸 建 住 宅		9,300 円	35,200 円
区 共 分 同 所 住 宅 等 ※	500㎡以内のもの	17,100 円	165,700 円
	500㎡を超え1,000㎡以内のもの	28,300 円	265,300 円
	1,000㎡を超え3,000㎡以内のもの	47,300 円	524,300 円
	3,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	75,900 円	939,200 円
	5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	116,000 円	1,614,800 円
	10,000㎡を超え20,000㎡以内のもの	197,100 円	2,987,800 円
	20,000㎡を超え30,000㎡以内のもの	249,700 円	4,269,000 円
	30,000㎡を超えるもの	283,500 円	5,229,700 円

※ [ケース1の場合]共同住宅等の変更認定は住戸単位です。1申請当たりの変更認定申請手数料は、住棟単位の床面積の手数料を、変更認定の申請に係る住戸数で除した金額となります。(100円未満切捨て)

区分所有住宅の場合、住棟単位の申請となるため、住棟の床面積による金額となります。

※ [ケース2の場合]共同住宅等の場合は、変更に係る部分に1/2を乗じた床面積と床面積が増加する部分の面積を合計した面積の区分の手数料を、変更認定の申請に係る住戸で除した金額となります。(100円未満切捨て)

区分所有住宅の場合、住棟の床面積に1/2を乗じた面積による金額となります。

(4) **【既存住宅(増改築)】** 変更認定申請に併せて、建築基準法の適合審査を申し出る場合

認定申請手数料(円)	
戸建住宅・共同住宅等	上記の(3)で算出した額 + 確認申請手数料の合計を同時に申請する住戸の数で除した額(100円未満は切捨て)
区分所有住宅	上記の(3)で算出した額 + 確認申請手数料

3 **譲受人を決定した場合**における長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料

変更認定申請手数料
1件につき 6,200 円

4 **地位の承継**の承認申請手数料

変更認定申請手数料
1件につき 6,200 円